



2011年5月20日

各 位

「災害復興住宅に係る建築確認申請手数料免除」のお知らせ

このたびの東日本大震災で被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。
ビューローベリタスは、被災地復興の一助となるべく、建築確認申請につきまして下記の通り手数料の免除を実施いたします。

【災害復興住宅に係る建築確認申請手数料免除 概要】

対象者	今回の災害により住宅が滅失又は損壊し、新たに戸建住宅を建築する個人の建築主様。
対象住宅	新築・移転・増改築をする、建築基準法第6条の3による特例ありの建築物
免除となる手数料	建築確認申請手数料を全額免除いたします。 建設地が宮城県内の場合には検査出張費を免除とさせていただきます。 ※中間検査・完了検査手数料は対象外
添付書類	市町村および消防署が発行する「被災(罹災)証明書」(写し可)
申請受付窓口	ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 仙台事務所
実施期間	2011年6月1日から当面の間

【本件に関するお問い合わせ先】

ビューローベリタスジャパン株式会社
建築認証事業本部 仙台事務所

〒980-0014
仙台市青葉区本町2-15-1 ルナール仙台3F
TEL : 022-716-1255 FAX : 022-716-1256